十一　大分類O―教育、学習支援業
十二　大分類P―医療、福祉（中分類八三―医療業（小分類番号八三一　病院、小分類番号八三二　一般診療所及び小分類番号八三三　歯科診療所に限る。）を除く。）
十三　大分類Q―複合サービス事業（中分類八七―協同組合（他に分類されないもの）を除く。）
十四　大分類R―サービス業（他に分類されないもの）（中分類九三―政治・経済・文化団体、中分類九四―宗教及び中分類九六―外国公務を除く。）

［削る］

（調査事項等）

第六条　個人企業経済調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項を調査する。

一　調査事業所に関する事項
イ　名称及び電話番号
ロ　所在地
二　事業主に関する事項
イ　事業主の男女の別及び年齢
ロ　後継者の有無
三　事業全体に関する事項
イ　主な事業及び主な事業以外の事業収入の有無
ロ　売上金額及び仕入金額
ハ　棚卸高
ニ　営業経費等
ホ　受託の状況
ヘ　設備取得状況
ト　従業者数
チ　従業者の採用・離職状況
四　主な事業に関する事項
イ　チェーン組織への加盟の有無
ロ　パーソナルコンピュータの使用の有無
ハ　営業（操業）日数及び時間
ニ　営業用土地・建物の所有形態
ホ　営業用建物と自宅用建物の別
ヘ　事業経営上の問題点
ト　今後の事業展開
チ　法人化の予定

［削る］

［2　略］

［削る］

［削る］

［新設］

［新設］

七　大分類R―サービス業（他に分類されないもの）（中分類八九―自動車整備業、中分類九〇―機械等修理業（別掲を除く。）、中分類九一―職業紹介・労働者派遣業及び中分類九二―その他の事業サービス業に限る。）

2　総務大臣は、前項の調査地域を定めたときは告示する。

（調査事項等）

第六条　個人企業経済調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項を調査する。

一　営業上の収支、たな卸及び設備投資に関する事項
二　営業上の資産及び負債に関する事項
三　業況に関する事項
四　開設時期その他の事業所に関する事項
五　個人企業主及び従業者に関する事項

［2　同上］

第七条　削除

（統計調査員）

第八条　個人企業経済調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員
二　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

2　統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある調査事業所に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

4　前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

5　都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を総務大臣に報告するものとする。